

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

平成29年3月24日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程9 議案第11号 郡上市企業立地促進条例の制定について
- 日程10 議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程11 議案第13号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算について
- 日程18 議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程19 議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程20 議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程21 議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程22 議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程23 議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について

- 日程24 議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程25 議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程26 議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程27 議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程28 議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程29 議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程30 議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程38 議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程39 議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程40 議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程41 議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程42 議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）
- 日程43 議案第64号 財産の無償譲渡について（宮代集会所敷地）
- 日程44 議案第65号 財産の無償譲渡について（野尻集会所敷地）
- 日程45 議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）
- 日程46 議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）
- 日程47 議案第68号 市道路線の認定について
- 日程48 請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書
- 日程49 陳情第4号 「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情（継続審査）
- 日程50 議報告第4号 中間報告について

2. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（追加）

平成29年3月24日 開議

日程51 議発第1号 原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書
について

3. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

4. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	三 島 一 貴	2 番	森 藤 文 男
3 番	原 喜与美	4 番	野 田 勝 彦
5 番	山 川 直 保	6 番	田 中 康 久
7 番	森 喜 人	8 番	田 代 はつ江
9 番	兼 山 悌 孝	10 番	山 田 忠 平
11 番	古 川 文 雄	12 番	清 水 正 照
13 番	上 田 謙 市	14 番	武 藤 忠 樹
16 番	渡 辺 友 三	17 番	清 水 敏 夫
18 番	美谷添 生		

5. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

15 番 尾 村 忠 雄

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	石 田 誠	理事兼総務部長	田 中 義 久
市長公室長	三 島 哲 也	健康福祉部長	羽田野 博 徳
農林水産部長	下 平 典 良	商工観光部長	福 手 均
建 設 部 長	古 川 甲子夫	環境水道部長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	乾 松 幸
消 防 長	川 島 和 美	郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春

国保白鳥病院
事務局 長 藤 代 求

代表監査委員 大 坪 博 之

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 長 岡 文 男

議会事務局
議会総務課 加 藤 光 俊
課 長 補 佐

議会事務局
議会総務課主査 武 藤 淳

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。

議員の皆様方には、2月27日の開会以来、それぞれの出務、大変御苦労さまでございます。

いよいよ最終日を迎えることとなりました。よろしく御審議のほどをお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の欠席議員は、15番 尾村忠雄議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしくをお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） それでは、日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、4番 野田勝彦君、5番 山川直保君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第18号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程16、議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの15議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました15議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず最初に、総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例7議案につきまして、平成29年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、法律の改正に伴い、早出遅出勤務等の対象となる子の範囲を拡大

すること、介護休暇について6カ月の範囲内で3回まで分割して取得することを可能にすること、介護のために最長3年、1日2時間の範囲で勤務しないことができる介護時間制度を新設すること等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、現在の育児休業、介護休暇の取得状況について質問があり、育児休業は25名が取得しているが、介護休暇を取得している職員はいないとの説明がありました。

条例改正による育児休業及び介護休暇の取得予測と業務への支障について質問があり、育児休業については対象となる子の範囲の拡大に伴う影響は少ないと考える。

また、介護休暇については予測が難しいものの一定の利用があるのではないかと考えている。育児休業等の取得により日常業務に影響が出る場合には、臨時職員の雇用など臨機応変に対応し、働きやすく、休暇を取得しやすい環境に配慮していくとの説明がありました。

介護時間は連続する3年の期間内で付与されるものであるが、基準を3年とした理由について質問があり、国家公務員の介護時間も3年とされており、市としても3年をめどとしたい。今後、国の動向を注視していくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長及び人事課長から、市立病院、診療所に勤務する医師の処遇を改善するために、初任給調整手当、宿日直手当等について所要の改正を行うとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、医師の年間の宿日直手当の額について質問があり、市民病院の当直で総額400万円程度の増額を見込んでいるとの説明がありました。

自宅待機する医師にも手当を出しているのかとの質問があり、自宅待機する医師には、規則において当直手当とは別に額を定め、手当を支給しているとの説明がありました。

また、宿直や自宅待機以外のときで、緊急の出勤要請があった場合にも手当はあるのかとの質問があり、管理職には管理職員特別勤務手当が、管理職以外の職員には時間外勤務手当が支払われるとの説明がありました。

初任給調整手当の県内の状況について質問があり、公立病院を有する下呂市や飛騨市は、条例で採用の日から35年以内の期間、初任給調整手当を支給することを規定している。このほか、管理職手当を高く設定したり、特殊勤務手当を設けたりするなど、各市とも医師確保のためさまざまな取り組みをされている。郡上市は給料の調整額として一定割合を加算しており、勤勉手当や期末手当の算出にも反映されているため、給与は他市と比較して高いと思われるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、小駄良線のルート変更に伴う料金表の改訂と運転免許証返納者への運賃50%割引について、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、運転免許証自主返納に対する割引の考え方について質問があり、安全確保のため高齢者の自主返納を促すこと、またそれに伴うマイカーから公共交通利用への誘導と運賃負担に対する緩和措置であるとの説明がありました。

自主返納者を含む高齢者が便利に使える公共交通環境の見直しの必要性について質問があり、年齢要件による優遇措置や交通弱者の移動手段の確保という観点からも、地域公共交通網形成計画の中で検討していきたいとの説明がありました。

自主返納者に対する優遇措置の周知について質問があり、市としては広報4月号及び自治会長会などを通じて周知を図るほか、警察署においては運転免許証返納時に説明してもらうなど、PRに努めていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、基金の積立期間が平成29年3月31日をもって終了するため、平成39年3月31日までの10年間延長するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び総務課長から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部改正に伴い、関係する3つの条例の条文中にある引用条項などを改正するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

理事兼総務部長及び総務課長から、和良町の上沢集会所について、公の施設としての位置づけを廃止するための改正であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、土地の所在地と建物の所在地の表記方法の違いについて質問があり、土地の所在をあらわす場合は全て「番」と表し、建物の所在地をあらわす場合は建物が建っている住所の表記を「番地」とあらわすことになっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定について。

総務課長から、空家等対策協議会を設置するため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） おはようございます。それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例2議案につきまして、平成29年3月9日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第11号 郡上市企業立地促進条例の制定について。

商工観光部長から、企業の立地を促進するため既存の郡上市工場等設置奨励金交付条例を全部改正し、市内に事業所などを新設、増設または移設した企業が新たに取得した土地で操業を始める場合に企業立地奨励金を交付することなどを追加するものであると説明を受けました。

審査の中で、委員から、企業が増設して新たに従業員を雇用するより、企業としては増設によって人員の配置がえを行うほうが利益の確保ができるため、要件のハードルを下げることはできないかとの質問があり、本条例の目的の1つとして雇用の確保を目指しているもので、新たに雇用する従業員の人数はこのままで制定したいと考えているとの説明がありました。

企業誘致の今後の見込みについて質問があり、現在2社と話をしているが、他市にはない条件を提示しないと誘致は難しいとの説明がありました。

企業誘致に対する市の方向性について質問があり、市としては比較的規模の大きな企業の誘致を目指しているが、本市には特に小規模事業者が多いのが実情であるため、今後、小規模事業者に対する支援についても検討していきたいとの説明がありました。

委員からは、産業振興を市政の重要課題と位置づけた「みんなでやらまいか！郡上の元気・やる気条例」を制定しており、本条例の制定においても、対象となる事業者の要件に商工会員であることをうたうことは市の姿勢をあらわすことであるため、商工業を支える商工会に加入することを条件に盛り込むべきであるとの意見が出されましたが、条文中にうたうことで企業に敬遠されることもあることから条文には盛り込まずに、今後、規則を定めて対応したいとの説明がありました。

また、本条例で支援することのできない小規模事業者を対象とした政策を行うことが必要である

との意見も出され、小規模事業者に対する支援については、既存の制度も含め再度検討していきたいとの説明がありました。

本委員会としては、対象要件である投下固定資産額3,000万円を引き下げることと、事業所は商工会員であること、もしくは商工会に加入することを条文に盛り込むため、条例の修正を求める意見も出されましたが、商工会の加入要件は規則に付すること、6月定例会に向けて零細小規模事業者に対する制度を整備することの2点を進めることを要望した上で採決することとしました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について。

商工観光部長から、産業振興を図ることを目的に、長良川鉄道郡上八幡駅に観光案内所を設置するための条例を制定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、観光案内所に置くパンフレットの内容について質問があり、本市の南側玄関口になるため、市内全域のパンフレットを配置する予定である。また、広域的に下呂市、高山市など近隣市のパンフレットも置く予定であるとの説明がありました。

駅前の駐車場の規模と料金について質問があり、整備する駐車場は48台分で、今までの3倍となる。なお、駐車料金は無料であるとの説明がありました。

開館時期と時間について質問があり、時間については、主に観光客は午後4時ごろまでが行動的な時間帯であると考えるので午後5時15分までとしたい。開館時期については、年末年始は観光客が少ないので12月29日から1月3日までは閉館とする。踊り期間の開館時間については今後検討していきたいとの説明がありました。

指定管理者の備品購入について質問があり、厨房機器については工事費の中に含まれているが、その他備品は指定管理者側で準備を行うとの説明がありました。

駅構内の整備に伴う駅周辺の開発について質問があり、通常は駅前が繁華街となるが、現状はにぎわっていないことから、駅の改修により地域の活性化を促すことも目的としているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 失礼します。それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託

されました条例6議案につきまして、平成29年3月13日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第13号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、平成27年度から実施されている低所得者に対する介護保険料の軽減措置を平成29年度も継続して実施するため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、本来軽減される予定であった各段階における対象者数と影響額について質問があり、対象者は第1段階1,879人、第2段階1,241人、第3段階982人の合計4,102人であり、第1号被保険者全体の約28%となる。

第1段階から第3段階までを軽減した場合の影響額は約4,000万円となるが、平成29年度は第1段階に限るため軽減額は540万円となり、そのうち市の負担は136万円程度であるとの説明がありました。

軽減措置を市独自で行うことができるのかとの質問があり、保険料は既に所得に応じた段階に設定されており、また国が定める介護保険制度運営上のルール及び介護保険事業計画等への影響を考慮すると、市単独での軽減措置は難しいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児に対する支援事業及び施設の名称の見直しを行うため、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、廃止する2施設の新たな通所者はないのかとの質問があり、平成24年の法改正以降の通所者には療育の環境や設備の整った白鳥と八幡の事業所への通所について保護者の理解を得ているとの説明がありました。

サービス事業所が2カ所に減少することで遠方からの通所も想定されるが、通所に対する支援は整っているのかとの質問があり、2カ所の施設には保護者による送迎をお願いすることになるが、保育所に通園する対象児には専門資格のある支援員による個別支援で対応するとの説明がありました。

障害児に対するサービス提供が障害者自立支援法から児童福祉法の規定に基づき実施する改正の意義について質問があり、自立支援法では年齢を問わない障害者を対象としていたが、法改正によって子どもの発達過程を手厚く支援する目的が明確化されたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市立病院等職員宿舎設置条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、老朽化した国保和良診療所医師住宅2号棟の廃止等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、新築した医師住宅の備品は整っているのかとの質問があり、ベッド、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等を配備し、3月末には研修医が利用する予定との説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、郡上市青少年育英奨学資金貸付基金について、平成28年度から返還免除を設けたことにより、基金の設置目的及び積立額に変更が生じたため、所要の規定を整備するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例改正の趣旨は理解したが、奨学金返還免除の要件である「郡上市に住所を有すること」の確認をどのように行うのか、また虚偽の申請が発覚した際の取り決めはあるのかとの質問があり、住民登録の有無を確認するだけではなく、勤務先の確認、また、必要があれば詳しい事情の聞き取りや書類の提出を求めることとしている。虚偽の申請については悪質な場合と本人の不注意の場合等考えられるが、要件に合わないことを確認した際は、即時返還を求めるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第17号 郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、老朽化が著しく、今後も利用が見込まれない和良教職員住宅2棟及び車庫1棟を用途廃止し普通財産にすることにより、近年増加する移住希望者への利活用を支援するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、空き家状態はどれくらいの期間続いているのかとの質問があり、ここ数年間は生活していた形跡は確認できないとの説明がありました。

市内にはそのほか普通財産として民間等へ貸し出している施設があると思われるが、老朽化や耐震化による問題が発生する心配がある。全体計画の中で整理も検討されたいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、たかす開拓記念館について、組織体制を整え適正に管理・運営するために現条例に加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、ほかの博物館等施設は入館が有料であるが、無料にした経緯とほかの施設との整合性はとれているのかとの質問があり、無料にすることで郡上市民だけでなく、できる限

り多くの人に来館いただき、戦前から戦後にかけて開拓に出た人々の犠牲の上に今の平和が成り立っているということを分かっていたきたいとの説明がありました。

目で見え残るよう刊行物の発行を充実してほしいとの意見があり、子どもたちが印象に残ったことを記入し、後からも見返すことのできる見学ノートを活用している事例も参考に検討したいとの説明がありました。

戦争の全容を学べるよう施設を充実させていただきたいとの意見があり、「語り部」等により戦争を含めた昔の生活や開拓の歴史、当時の方々の具体的な気持ちなどを子どもたちに伝えたいとの説明がありました。

館長について、いつまでも振興課長が兼務するのではなく、どこへ出向いても郡上のことを語ることのできる方につかれないとの意見があり、職員は誰が配置されても対応できることが必要であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 総務常任委員会の議案第5号についてお伺いしたいと思いますけれども。この一番下のほうに給与は他市と比較して高いと思われるとの説明があったということで、他市とはどのような市と比べてだったのかなということや、どのぐらい、何%ぐらい平均してその比べた市よりも高かったのかということについての質問等はあったかということと、もしその数値がわかれば担当者にお伺いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 後半の部分につきましては、執行部のほうで御答弁いただきたいと思います。

郡上市によく似たところということで、基本的に下呂市とか飛騨市とか、そうしたところの状況はどうですかという質問をさせていただいたわけですが、残りの部分につきましては執行部のほうで答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 比較でございますけれども、県内の公立病院についてのところのデータを持ってきて比較をさせてもらいました。それから、何%か、そこら辺のところについては特に出しておりませんが、ここに書いてありますように、郡上市は調整手当、それから初任給調整手当、それから管理職手当、そういうものがございまして、そういったところを今ほど申し上げました病院等の比較をしまして、特に何%なのか、そこまではわかりませんが、比較はしてはおりませんが、そういうところから見ても特に郡上市の給与に対するそういった手当については低いということではないというふうに判断しておりますということで回答させていただきました。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通

告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市企業立地促進条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第36号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程17、議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長は本日欠席しておりますので、副委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別副委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 予算特別委員会報告書。

それでは、欠席の尾村委員長にかわりまして御報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました、議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算につきまして、3月2日、3日、6日及び8日に予算特別委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、報告いたします。

なお、全議員参加の委員会ですので詳細な報告は省略し、結果のみ報告をいたします。

議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算について。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上のとおり、報告いたします。平成29年3月8日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会予算特別委員会委員長 尾村忠雄。

よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 報告が終わりましたので、委員長の報告に対する質疑を行います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 質疑なしと認めます。

議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

○議長(渡辺友三君) 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田勝彦でございます。

議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算につきましては、今報告がございましたように、これは委員会で全会一致ということで決定をいたしておりますが、私めの思い違いがありまして、こうして討論を申請しました。お認めいただきまして、まことにありがとうございます。反省と同時に、感謝申し上げます。

この第36号議案につきましては、市長のほうから当初の施政方針の中で、昨年比4.2%、12億円ぐらいの増加の291億円という、私はこの括弧づきで表現したいのですが、積極的予算とみずから評価をされております。これは言いかえれば、いわゆるよく言われる大型予算ということだと思います。積極的とか、大型予算というと国のレベルでも同じですが、勢いや活力やエネルギーを感じて、予算編成としては好ましいイメージを持ちやすいのですが、しかし、私、詳細に中を議論の中で検討させていただきましたが、その内容をやっぱりきちっと検討する、吟味する必要があると思います。

以下、幾つかの点で指摘をさせていただきたいと思います。

配られましたこの予算書の資料の中で、これずっと見てみますと、いわゆる歳入も含めて、歳出も含めてですが、昨年費の増減を見ます。三角がついているところずっと拾って見ますと、結論的に申しますと、ほとんど三角ですね。マイナスでございます。歳入が昨年から比べて増額しているというのが特別なものを除いて、自動車関係に限られているくらい少ないです。

自主財源はもちろんのこと、分担金、負担金、その他もろもろ、使用料も手数料も下がっています。それから、大変重要な依存財源であります、これも対前年比で大きく減額をしております。頼みの綱の地方交付税に至っては5億8,000万円。それから、国庫支出金も2億5,000万。たった一つだけ、ややプラス傾向は県からの支出金があります。

全体とすると非常に大きな減額になっている。すなわち、自主財源も依存財源もともに昨年に比べて大きく減額をしておるわけですが、普通考えれば、こうした歳入が大きく減っている中で、大型積極予算がなぜ組めるのか。これは素朴な疑問として当然出てくると思います。

この大型積極予算が組める根拠は何かといいますと、今から申し上げる2つであります。一つは、繰入金であります。これは、ことは4億円ぐらいだったと思いますが、来年度に至っては19億円の繰入額になると思いますが、プラス15億。そのもとは財政調整基金から13億、公共施設の調整基金から5億5,000万。一般的に、財調は経常的な市の予算の10%ぐらいが適当ということをよくいわれているところではありますが、郡上市の場合、10%というと財調は20億から30億程度。今まで45億を超える財調がありましたから、一体昨年まではどういう使い方しておったのかが問われると思います。これを有効に使うならば、昨年以前においても、この財調は市民のために有効に使っていく方法があったはずであります。ことしだけ一挙にこうして繰り入れておるわけです。

もう一つ大きな財源は市債であります。ことしは32億6,000万ほど、これが38億円にふえますので、やはり大きく5億円以上の増額になります。もとはとこれただせば、合併特例債が23億ほどで最大でありますので、この合特債というのが有効に、効果的に、いわば無駄なく使うようにということがあると思いますが、それにしても大きな財源は出てきておると。この合特債も事業総額の約3分の1は、結果的に市が財政的に負担をしていかなきゃならんことですから、幾ら国のほうでそれが支給されて効果的に使うといっても、やっぱり3分の1は市がこれを負担をしていかなきゃならんという、大きな負担が残ってくるわけであります。ですから、合特債のその使い方については、やはりある程度慎重にしていかなきゃならない。あるから使いでは、私は問題が残ると思います。

以上の2つの観点、繰入金、市債、家計で言えば貯金を取り崩し、そしてどこから大きな借金をしてくると、こういう財政が今後の市、ことしのみならず、来年度以降、私はリアクションをもたらすものと思います。いろんなところで、またこれは歳出のところで申し上げますけれども、いろんな投資が大幅にふえる中で、そういうのをやっぱり引きずりながら来年度も対前年比を考えますと、いろんなこのリアクションが出てくるのではないかと。これはかなり慎重に検討しなきゃならないと思います。

2点目、2つ目ですね。歳出の件であります。

歳出ずっと眺めてみますと、先ほど申しました積極的という予算のほとんど大部分は普通建設事業費であります。ほかのところはほんのわずかの増減で終わっております。だから、この普通建設事業費がどういう内容で、本当に必要なのかという検討はぜひとも必要なのですが、個々の内容について見ますと、それぞれ継続の事業であったり、考えてみればやっぱりいるかなと、そういうところもたくさんあるんですが、それにしても全体としては大変大きな額で、全体のバランスを私は欠いていると思います。

この普通建設事業費以外で、このバランス上で言えばぜひとも私は扶助費については大きな増額を今までも要請をしてまいりました。いわゆる扶助費については、市の人口が減少する中で、今までの給付率を維持すれば、これは減額されていることです。ですから、理由としては給付率は維持している。しかし、金額が減っている。私はこれでは扶助費のその積極的な援助ということにはなっていないと思います。ですから、可能な限り給付率も改善しながら、金額は維持する方向で努力をしてもらいたい。

それから、繰出金につきましても、これも市民生活に直結するものですから、国保特別会計などについても次の議案にもかかわってきますけれども、繰出金や基金活用など市民の負担軽減に大いに活用してほしいところでもあります。しかし、こうして見ますと、歳入、歳出ともにバランスを欠いた、ある一点豪華主義といいますか、こうした、私に言わせれば歪んだ来年度財政については賛成することができません。

以上、一般会計の予算について反対を申し上げます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） ほかに賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ただいま審議をされております議案第36号 平成29年度郡上市一般会計予算についての委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただき、意見を述べます。

日置市長は、本定例会冒頭の施政方針の中で、郡上市が将来に向け、持続的に発展できる方策は観光によるところにあると明確に表明をされまして、平成28年度から本格的にスタートをした第2次郡上市総合計画と国の地方創生と連動した郡上市まち・ひと・しごと総合戦略に盛り込まれた諸施策を観光振興に結びつけて総合政策としての位置づけで取り組むため、「観光立市郡上」の旗印を大きく掲げられました。

海外からの誘客を初めとする観光施策の充実と推進については、議員の多数がこれまでも一般質問などを通して幾度となく提言、要望を重ねてきたところであります。

さて、一般会計の予算額では、「観光立市郡上」の実現に向けた諸事業を先行投資する必要から、地方交付税が一本算定により減額となる中で、平成30年度までの適用期限が決められております。合併特例債を最大限に活用しながら、これまでの行財政改革の努力で積み立てられました財政調整基金などを繰り入れして、総額で291億2,200万円という大型予算の編成となったことは、多くの議員の要請に応えていただいたことであると私は高く評価するところであります。

とはいいいながらも、今後の市の財政状況が気になるころではありますが、それについては平成36年度までの郡上市財政中期試算が示されまして、それによると、市債の中の通常債発行額は平成29年、30年度は合併特例債の関係から30億円になりますけれども、その後は2年ごとに20億円、18億円、15億円と縮減し、実質公債費比率は平成32年度が14.6%、平成36年度は13.9%であり、最高でも15%以下にとどまると予想されており、財政の健全化は維持されるものと考えます。

さて、歳出では、「観光立市郡上」を確立するための産業振興から教育、文化、スポーツまで広く連携して予算が組まれており、中でも宿泊施設改修支援事業は、旅館、民宿などの事業者に積極的に活用していただくことで宿泊者増加への大きな追い風となり、さらに設備や施設の改修を喚起し、地域経済にとっても波及効果は大なることが期待されます。

また、仮称であります、郡上市歴史資料・文化財収蔵施設、北部斎場、環境衛生センター整備事業、まん真ん中広場の芝生化工事などは、それぞれ5億円前後のビッグプロジェクトであります。市民の生活基盤を充実するための重要な案件であり、合併特例債を活用し、今こそ実施すべき将来への投資であると確信いたしております。

このほか、予算としては少額ではありますが、月12食から26食へと倍増となる障害者配食サービスや、赤ちゃんの駅整備事業を初め、これまでの議会での一般質問での指摘に応えられたものが多いです。学校教育におけるICT導入や清流教育などは意欲的な取り組みとして高く評価できます。

さらに、各分野の諸事業の中には、市民の皆様との共同作業を通して策定された計画などに基づくものがありますが、これらは「ずっと郡上 もっと郡上」を実現するために必要で重要な事業であると受けとめております。

どうか職員の皆様におかれましては、事業の執行に当たって最小の経費で最大の効果が得られますように、引き続きの御努力をお願いして、議案第36号 平成29年度一般会計予算についてを承認することに賛成の討論とします。

同志議員におかれましては、御賛同いただきますことをお願いをして討論を終えます。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

委員長長の報告は、原案を可とするものであります。委員長長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数と認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第37号から議案第58号までについて（委員会報告・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程18、議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程39、議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算についてまでの22議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました22議案については、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について御報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、総務常任委員会の報告をします。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算11議案につきまして、平成29年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長及び情報課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

理事兼総務部長及び財務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について。

白鳥振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 産業建設常任委員会報告書。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算5議案につきまして、平成29年3月9日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から統合簡易水道事業の状況について質問があり、平成28年度で終了予定であったが、国の予算措置の関係上、国庫補助の内示率が十分でなかったことから、特例として平成29年度も引き続き簡易水道事業において補助を受けることとなった。それに伴い、公営企業会計化については平成30年度から実施することとなったとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

審査の中で、委員から下水道の接続状況について質問があり、接続率は下水道全体で約76%となっている。地区によっては高齢化が進み、接続をためらい改修が進まないところや、単独浄化槽を

既に設置している地区では不便を感じないとのアンケート結果も出ているが、そうした地区でも年間20基程度の申し込みはあるため、引き続き接続促進を行っていきたいとの説明がありました。

下水道使用料の収納状況について質問があり、1月末時点では99.37%、昨年度決算においては99.6%と非常に高い収納率であるが、引き続き滞納整理を行うとともに新規滞納者をふやさない努力をしているとの説明がありました。

異物混入によるマンホールポンプの故障について質問があり、これまでも各地域で異物による故障は起きている。チラシによる周知や、ホームページ、広報誌において下水道に流してはいけないものの特集を組み、対応しているとの説明がありました。

「清流の国」として県がPRしているが、長良川上流に位置する本市に対して補助金などの優遇措置の働きかけはできないかとの質問があり、担当者会議などを通じて下流地域から上流地域への助成について提案しているが現状としては難しいとの説明がありました。

近年急増しているマンホールカードのコレクターへの対応について質問があり、現地に行った人しか手にすることができないマンホールカードが話題になっており、そのコレクターが全国にいるため、観光人口の増加につながると見込まれる。現在、カード作成に向けて手続を進めているところであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び販売予定区画と販売促進計画等について説明を受けました。

審査の中で、委員から、分譲地内の法面の管理について質問があり、販売区画としてのり面部分込みで販売しているため購入者の管理となるが、調整池・防火水槽・排水路などの施設ののり面に関しては市が管理しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び発電状況等について説明を受けました。

審査の中で、委員から、売電単価と施設管理の委託先について質問があり、売電単価は1キロワットアワー当たり34円となっており、契約から20年間はこの単価になっている。石徹白地区で新しく設立された石徹白農業用水農業協同組合に管理を委託しているとの説明がありました。

施設の除雪管理について質問があり、発電所まで未舗装となっていたが、今年度舗装を行い、市で除雪しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長、水道総務課長及び水道工務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び事業予定箇所について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、文教民生常任委員長、6番 田中康久君。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） それでは、報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました予算6議案につきまして、平成29年3月13日開催の第1回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市の一般被保険者からの収納率93.5%は高い値なのかとの質問があり、県内では中位にあるとの説明がありました。

一般会計及び国民健康保険基金からの繰入額が平成27年度から減額されている。保有額の多い基金からの繰入金を増額すれば、保険税の引き下げができるのではないかとの意見があり、国民健康保険制度における保険給付の財源は公費50%、保険税50%と規定されているが、不足する財源を一般会計からの法定外繰り入れと基金からの繰り入れによって補っている。一般会計からの繰り出しは、市民の尊い税金を使用することから慎重を期すべきである。また、基金は医療費の急激な高騰に備え、一定の額を保有する必要があるとの説明がありました。

平成30年度の制度改正に向けた進捗状況について質問があり、市が医療費として負担する国保事業費納付金及び標準保険率については、県による試算がなされているが、その詳細は示されていないとの説明がありました。

保険税の算定において、特定健診の受診率など経営努力をする自治体に優遇措置はあるのかとの質問があり、事業費納付金に対する優遇等はないが、特定健診受診率の向上やジェネリック医薬品の普及など保険者の努力に対しては、努力支援制度として国の調整交付金に算定されとの説明がありました。

制度改正に向けた県レベルの会議はどのような構成で行われているのかとの質問があり、県内5支部の代表による検討委員会と、その下部組織となる部会が構成されており、平成29年度は岐阜

県国民健康保険運営協議会が設置されるとの説明がありました。

市民1人当たりの国民健康保険税が増額しており、苦しい生活を営んでいる被保険者もいることから今後収納率の低下が心配される。市はさらなる財源を確保して全面的に支える努力が必要であるとの意見があり、それに対して、2月に開催された各種団体等の代表者により構成されている郡上市国民健康保険運営協議会において、平成29年度予算案が審議された。制度が改正される平成30年度からの財政運営には不透明な部分が多いことから基金の運用は慎重を期すべきであり、一般会計からの繰り出しについてもほかの被用者保険制度の加入者との公平性を保つ必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市の医療費負担状況について質問があり、一定の水準のまま推移しており、近年は若干の減少が見られるとの説明がありました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合への郡上市職員の派遣について質問があり、輪番制による派遣となっていることから、次回は平成31年ごろを予定しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算について。

郡上市民病院事務局長及び国保白鳥病院事務局長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、職員の研究研修費はどのように算出されているのかとの質問があり、院長決裁による出張命令に基づき研修等に参加しているが、学会の参加料は病院が負担している。医師の学会への参加などは遠方に及ぶこともあるが、回数や金額に上限を設けるなどルールを持っている。職員には積極的に研修へ参加し、医療技術や法律上の基準に関すること等の研修結果を病院にフィード

バックさせたいという院長の方針もある。また、若い医師用に医学書も以前より充実させているとの説明がありました。

国が示した病床数の削減施策に対する影響はあるのかとの質問があり、現在、両病院が策定中の新公立病院改革プランでは、県が策定した地域医療構想における2025年に向けた中濃医療圏域の必要病床数を参考に検討することとされている。市内に複数の公立病院を持つ場合は、各病院の役割や機能を明確に分担することが必要であり、人口減少や高齢化の推移、周辺の医療機関の動向を見据えて病床数も検討していくこととなるとの説明がありました。

医師確保対策経費を用いて具体的にどのような努力をされているのかとの質問があり、医師確保対策経費とは医師確保のための努力経費ではなく、非常勤医師の派遣に対する経費である。市民病院へは民間病院等から定期的に派遣していただいております、医師へ直接支払われる交通費や派遣元病院への負担金であり、前年度の実績を次年度へ繰入金として計上しているとの説明がありました。

大学から派遣される医師に契約期間はあるのか、異動が早く、患者の引き継ぎが適正に行われているのかが心配されるとの意見があり、派遣される大学の医局人事により短い周期で医師が交代することもあるが、電子カルテにより詳細な引き継ぎがされているとの説明がありました。

過去に活用していた仲介業者を通す医師確保に対する経費は計上されていないのかとの質問があり、病院事業ではなく一般会計衛生費で計上している。今後も医師確保の施策として検討したいとの説明がありました。

看護師、薬剤師等専門職員の欠員補充にはどのような対策をとられているのかとの質問があり、正職員による補充が満たされない場合は日日雇用職員等の確保で対応しているが、少子化の影響もあり、今後も補充が難しい状況は続くと思われる。修学資金貸付金、就職準備金貸付制度などを周知させることも含めて、専門職員の確保に向けて取り組みたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時47分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

○議長（渡辺友三君） それでは、報告が終わっておりますので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田勝彦です。議案第37号 国民健康保険の特別会計について、反対の立場から討論をいたします。

申し上げるまでもないんですが、国民健康保険は本当に国民の命と健康の最後のとりでといえますか、直接命と暮らしにかかわる重要な事業であります。今、全国的に言えば約3分の1がこの国保の人口と言われておりますが、3分の1弱かもしれません。

その内容といいますか、その加入者は圧倒的に無職の方と、それから被雇用者の中でも、とりわけ、通常、ワーキングプアと言われている低所得の方々が圧倒的であります。合計すると約7割という方です。ですから、この国民層の中でも大変生活が苦しい方々が圧倒的に多く加入されている保険であるということをまず大前提にしなければならぬ。

そういう観点をまず踏まえながら、我が郡上市の場合、例えば収納率でいうと93.5%、6.数%が収納されていない。これは、県は92%ですからあんまり変わりませんが、若干、郡上市のほうが収納が高いということになります。

しかし、逆に滞納率というのを見てみますと、収納率と滞納率は全く逆の現象かといえ、そうでもなくって、滞納率は各世帯ごとに集計をしたものがどれだけの世帯が滞納しているかを見ると、これは県でいうと13%になるんです。

郡上市の場合は、この資料にはありませんでしたので比較できませんが、仮にこれよりもいいとしても、滞納率が10%を超えているんじゃないかと。だから、世帯の中で1割以上の方々が払えない、こういう事態というのをやっぱり真剣に捉えなきゃならないと思います。国保は命綱であるけれども、しかし、払えないほどの高負担になっている。

先ほどの委員長の報告の中のご意見の中に、市民のとうい税金を使用するから慎重を期すべきだと。言いかえると、市民の税金は大変とういので、命と暮らしを守るこの保険税のほうにはちゅうちょをすべきである。繰り出しをですね。私は逆じゃないかと思うんですよ。一番大事にしなければならぬ、せっぱ詰まった命の暮らしにかかわる部分になぜちゅうちょし、遠慮し、あるいは慎重になる必要があるか。これは逆立ちしていると思います。

それから、基金は医療費の急激な高騰にかかわるので、対応するためにも一定額を残しておく。

これは理屈としてわかりますが、医療費の急激な高騰、株価の乱降下のような状態というのはあり得んと思います。したがって、自治体の中には基金はほとんど残していないところもあるくらいなんです。ほぼ使い切ってしまう。これはちょっと言い過ぎといいますか、やり過ぎかもしれません、2億数千万円の基金を残し続けるというのはいかがなものか。

こうやって見ると、一般会計の繰入金、基金の繰入金、それぞれ3,500万円、合計7,000万円、これは昨年と同じ法定外繰り入れをしておるわけですが、その一昨年以前に比べて大きく減額をしております。ですから、この繰り入れを、法定外の繰り入れを努力することによってふやすことは大いに可能ですし、またふやさなければ、私は市民の命と暮らしを守り切っていけないと思います。

先ほど申しましたように、一般会計のさまざまな増額だけでも約20億円を超えております。先ほど申しましたが、国保の残高も基金も2億4,000万あります。こういう状況を見ると、この国民健康保険特別会計に対する、少しでも市民の高負担に应运えて、これを緩和しようという努力の跡が私には見られません。

加えて、再来年度からは県単位化によってか平準化が進められます。どういう事態になるかは予測できませんが、しかし、市独自でこうした措置ができるのは来年度のみであります。最後の年です。こういう意味でも、近隣の市の中には年間5,000円にも及ぶ減額をしているところすらあるわけですから、郡上市だけがこうしてちゅうちょして大きな負担を市民に背負わせることが私は道理が立たないと思います。

以上で、反対の討論を終わります。

○議長（渡辺友三君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 13番 上田です。ただいまの議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する委員長報告に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、郡上市における国民健康保険は、被保険者の減少などによりまして国保税の収入がふえない一方で、1人当たりの医療費はふえ続けるという、極めて厳しい財政の運営状況にあります。

そうした中で、平成23年度からの一般会計の法定外繰り入れにより、平成24年度以降は国保税を引き上げることもなく据え置かれており、基金についても一定の割合が保有されていることは、郡上市国保会計の財政安定化の観点からも一定の評価ができるところであります。

野田委員が以前の話をされましたけれども、平成23年度当時は、ふえ続ける医療費に対して約3億円の国保税を確保する必要が生じましたが、これを全て国保加入者の負担とすることは困難であるとの判断から、国保税の引き上げは1億円とし、不足する2億円については一般会計と基金からの繰り入れで負担するという特別な措置が講じられまして、その審議の中では、日置市長から、

江戸時代の町奉行大岡越前守の裁定になぞらえて、三方一億損の名解説といいますか、説明がありました。そうしたこともあって、市議会が承認したことは記憶に新しいところであります。

本来、国民健康保険の制度では、保険給付費の5割を国保税で負担することが基本とされていますので、被保険者の税負担を緩和するためとはいえ、一般関係からの繰り入れを続けることは適当ではないと判断しますが、冒頭申し上げた郡上市国保会計の状況を鑑みますと、本年度も一般会計から3,500万円を繰り入れして、さらに基金からも同額を取り崩した予算となっていることにはやむを得ない措置として容認する立場であります。

また、昨年度から国保に関する国の保険者支援制度の拡大という財政支援はあるものの、これをもってしても郡上市国保会計における単年度収支の赤字が解消されるものではないという現実も直視しておかなければなりません。

このように、赤字体質にある現在の国保財政を踏まえ、平成29年度予算でも国保税負担の緩和分として一般会計からの法定外繰り入れを3,500万円とする措置が講じられ、基金からも同額の3,500万円が繰り入れられたことは、国保税を引き上げることがないようにという国保加入者への配慮から引き続きなされたものであります。

また、一般関係からの繰入金を本年度より増額することなく予算編成がされていることについては、平成30年度からの実施が予定をされている国保の広域化に向けた財政の健全化という視点からも一定の評価ができるものであります。

そして、今後の国保における医療費の伸びを抑制するためには、これまでどおり生活習慣病の予防であるとか、重症化の防止に向けた取り組みの充実と推進が大切であります。ちなみに、郡上市の平成27年度における特定健診受診率の法定報告値は57.1%で、前年の26年度と比べ1.7ポイント上がっており、関係者の皆さんの地道な努力と熱意を高く評価いたします。どうか今後においても、みずからの健康はみずからが守るといった市民意識の高揚と啓発に努めていただき、さらなる受診率の向上とその成果を切望する次第であります。

以上のことから、議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに賛成するものであります。

同志議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告に賛成の討論といたします。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第59号及び議案第60号について(委員長報告・質疑・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程40、議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定についてと日程41、議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました2議案は、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 失礼いたします。産業建設常任委員会の報告書を読み上げます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託

されました指定管理者の指定２議案につきまして、平成29年３月９日開催の第１回産業建設常任委員会において慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、現在の指定管理者である奥長良観光開発株式会社を引き続き指定管理者とするものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理者として手を挙げる業者がいるうちに市は手放してはどうかとの質問があり、行政改革全体で考えた場合、当該施設は譲渡の対象になっていないとの説明がありました。

温泉施設の駐車場の除雪について質問があり、各温泉施設が負担して除雪を行っているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、観光振興事業を積極的に展開している一般財団法人郡上八幡産業振興公社を指定管理者とするものであるとの説明を受けました

審査の中で、委員から、指定管理料の積算について質問があり、指定管理者の試算に基づき不足する部分を指定管理料として支払うが、金額を固定するのではなく毎年度更新する。実績から過去３年間の平均値で指定管理料を見きわめ、協定を行うとの説明がありました。

指定管理料の積算根拠となる収支計画書の中で、指定管理者管理費の内容について質問があり、郡上八幡産業振興公社所管の施設それぞれの給与計算などを一括で行うための管理的経費であるとの説明がありました。

委員から、指定管理料の積算根拠となる収支計画書について、商品仕入れの見込みや、パソコン、リース料など市場調査が行われず積算されていること、初年度に不要と思われる経費が計上されていることなどの指摘があり、収支をもっと精査するべきであるとの意見が出されました。

予算執行に当たっては、再度慎重に精査することを要望した上で採決することとしました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年３月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第63号から議案第66号までについて(委員長報告・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程42、議案第63号 財産の無償譲渡について(大和町徳永地内)から日程45、議案第66号 財産の無償譲渡について(上沢集会所)までの4議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました4議案は、総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番(森 喜人君) それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の無償譲渡4議案につきまして、平成29年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過につきましては主な内容を報告いたします。

議案第63号 財産の無償譲渡について(大和町徳永地内)。

議案第64号 財産の無償譲渡について(宮代集会所敷地)。

議案第65号 財産の無償譲渡について(野尻集会所敷地)。

議案第66号 財産の無償譲渡について(上沢集会所)。

審査に当たり、議案第63号から議案第66号の4件は関連があるため、一括議題として説明を求め、一括質疑の後、採決を行いました。

理事兼総務部長及び大和振興事務所長、和良振興事務所長から、大和町徳永地内の土地、和良町の宮代集会所敷地、野尻集会所敷地及び上沢集会所建物については、自治会がいずれも地縁団体となり、自治会への名義変更が可能になっていることから、各自治会に無償譲渡するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、徳永地内の土地の賃借料について質問があり、徳永区と森林組合の間で賃貸契約が交わされ、経済活動が行われているため、旧大和町時代から継続して固定資産税相当額を雑入として市に納入していただいているとの説明がありました。

以上、審査の結果、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号の4件は、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会総務常任委員会委員長 森喜人。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第64号 財産の無償譲渡について（宮代集会所敷地）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 財産の無償譲渡について（野尻集会所敷地）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第67号について（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程46、議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）を議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、報告いたします。産業建設常任委員会報告書。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました財産の減額貸付につきまして、平成29年3月9日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）。

農林水産部長から、美並町地内にある郡上木材センター用地について、今年度末で年額30万円、期間20年間の賃貸借契約が終了するため、郡上森林組合に対し、年額90万円、貸付期間5年間で更新するものである。なお、貸付要綱に基づく適正な貸付額は年額237万円ほどになるが、郡上木材センターが森林振興に寄与していること、近隣市有地の公共的団体への貸付事例が固定資産税相当額としていることなどから、固定資産税相当額の年額90万円として減額貸付を行うものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、貸付用地のうち利用できないのり面を除いた広場のみを積算基礎にできないかとの質問があり、既に積算する中でのり面と広場の評価額格差は考慮しているとの説明があ

りました。

近隣の貸付事例について質問があり、美並町地内にある旧子牛哺育センターでは固定資産税相当額として年額20万円でめぐみの農業協同組合に貸し付けているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第67号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第68号について（委員長報告・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程47、議案第68号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。産業建設常任委員長、5番 山川直保君。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） それでは、報告いたします。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の認定につきまして、平成29年3月9日開催の第1回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

議案第68号 市道路線の認定について。

建設部長から、一般県道白山美濃線におけるバイパス道路の新設に伴い、旧道部分となる払い下げ区間の全延長212メートルを市道路線として認定するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年3月24日、郡上市議会議長 渡辺

友三様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 山川直保。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第68号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程48、請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書を議題といたします。

総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、7番 森喜人君。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成29年2月27日開会の平成29年第1回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました請願1議案につきまして、平成29年3月10日開催の第1回総務常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

請願第1号 国連核兵器禁止条約の交渉会議に積極的参加を求める意見書採択についての請願書。

紹介議員から、今回の国連核兵器禁止条約の交渉会議は、核兵器禁止条約そのものを成立するものではなく、その前段階の会議であり、核兵器廃止条約の締結を目指していくものである。現在締結されている核実験禁止条約は臨界前実験が可能であり、核拡散防止条約には違反する国があり、有名無実の条約となっており、核兵器廃絶の道をたどることができていない。日本政府は核保有国と非保有国の橋渡しをしようとしているが、今回は背景にアメリカの圧力があり、反対の立場をとっている。核兵器禁止条約ができると核戦力が落ちるとアメリカは考えている。しかし、近隣にミサイルを発射している国があり、日本のアメリカ軍基地がターゲットになることも想定されることか

ら、アメリカの核抑止力にしがみつくと危険であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市は合併前の八幡町時代から非核宣言都市である。一步でも核廃絶に近づけることが我々の任務であるとの意見がありました。

核兵器を保有する大国が会議に参加することが必要であり、日本は橋渡し役として進めてほしいとの意見がありました。

一方、会議には核保有国自身が積極的に参加していない。隣国のミサイルリスクがあり、日本としては会議に参加をしたいが、慎重に様子を見ていると思われるとの意見がありました。紹介議員から。

意見書は、1回目の会議が3月26日に、2回目は6月17日に開催されるため、それに間に合うように提出すべきであるとの意見がありましたが、核を今後どう考え、どういった動きをしていくかが重要であり、意見書提出のタイミングが今しかないということはないとの意見がありました。

国連のことであり、国家レベルのことであるため、当市議会としては、さらに勉強するためにも継続審査にすべきとの意見がありました。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で、本件は継続審査を要することに決定をいたしました。以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

委員長の報告は、継続審査とするものでありますが、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田勝彦です。よろしくお願いします。

委員会での審査の結果は、継続審査ということになりまして、継続審査でも私はいいといいますか、さらに検討を進める必要もあるかと思いますが、今の報告の一番最後にありましたように、この国連の交渉会議は、私は26日と申し上げたか、27日が正しいかもしれませんが、いずれにしてもあと数日で開会される予定であります。そして、第2回目は6月17日から約1週間ぐらい開かれます。

ですから、今、私たちの願いを日本政府に届けることがより肝要であると。もちろん、この時期をずらして、後へ持っていても無意味ではありません。これはこれで採択されれば大きな意味があると思いますが、でも、今こその私たちの願いを、市民の願いを届ける私たちの責務があると思うわけです。

そういう意味で、以下3点ほど、この採択をためられる御意見がありましたので、それについ

て言及したいと思います。

まず第1点は、よく言われるように、日本を取り巻く安全保障環境が大変厳しくなっていると。これはもう連日の、連日といいますか、本当にたびたび繰り返される北朝鮮の動向を見れば、誰もが感じるところであります。

ついせんだっても秋田県でこれを想定しての避難訓練が行われたと。私は、ついにここまで来たのかと、そういう思いをいたしました。

だから、日本はアメリカの核に守ってもらうべく、いわゆる抑止力を肯定する方向をとるのか、いや、それはだめだよという方向をとるのかというのは重大な問題だと思います。

歴史に学ぶまでもなく、核軍拡競争。かつては核ありませんでしたから、大艦巨砲ですね。巨大な軍艦や航空母をたくさん持って、相手よりも強くなることを至上命令として競争をしてきた。その結果はどうなったか。誰もがみんなよくわかっていることなんです。そういう愚をまた三たび繰り返すのか。第一次、第二次ということですね。まさかそんなことはないだろうと私たちは考えますが、いえ、かつての人たちもそんなことはないだろうと思ったと思います。まさかこんな悲惨なことになることはまさかなだろうと。想定すらできなかったんではないかと思います。それは今でも同じだと思うんですよ。ですから、相手よりもより強力な武器を、核をたくさん持つことによって抑止力という考え方は極めて危険である。こんな道を絶対たどってはならない。

じゃ、どうするのか。もう話し合いしかないんですね、これは。国連へみんなが集まって話しして、そして解決するしかないのがこの方法なんです。それを今やろうとしているんですから。

核大国は、じゃ参加するのか。いや、しない。だったら意味がないではないか。これが2つ目の議論であります。持っている国が加わらないのに、何で議論が意味あるのか。いえ、そうではない。極めて大きな意味がある。この前の国連総会での賛否の中身を見ますと、この条約交渉を、こういう交渉の条約を開始することに反対したのは、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、それにアメリカべったりのイスラエルです。今申し上げているのは核保有国の中ですね。核を持っている国の中で反対したのは、この5つの国です。

棄権は中国とインドとパキスタンです。これは棄権しました。そして、疑惑の国、北朝鮮は賛成しているんです。この交渉会議を賛成しているんです。加わっているんです。これから見てもわかるように、これにしがみついているのは4大国ですね。核4大国。なぜ彼らがこれにしがみつつか。この条約ができると、自分たちの核抑止力は大きく減力といいますか、減らされてしまう。縛られてしまうからです。特にアメリカはその危機感が非常に強いですね。世界中に核配備をしている国ですから、それができなくなるし、抵抗が大きくなるし、困難になる。アメリカの核戦略は大きく狂ってしまいます。だから、世界中に書簡を送って賛成せよと。ごめんなさい、反対せよと言い続けたわけです。

日本が保有国と非保有国の橋渡しをするというなら、せめて棄権をすべきである。せめて。アメリカにつき従って賛成するというのは、橋渡し役にはなりません。

そして、3つ目です。よくこの請願には、国に対する意見書には国策、ましてや世界の国連の話には、地方の一自治体、郡上市が責任がとれない市の議会として軽率に意見をすべきでないという御意見があります。

この前の秋田県の防災訓練、避難訓練に見られるように、国策であれ、世界の動勢であれ、市民や国民の命や安全にかかわることに直結しているわけなんです。これは原発でも一緒です。そうしたことに市民や国民の立場から意見を申すのは当然の私たちは権利であり、義務である。憲法も保障しています。何ら遠慮することがない。責任も問われることはありません。責任を問われるのは、日本政府であります。

そういう意味で、ぜひとも皆さん方の御賛同をいただいて、これを早急に国へ送り届けたい、そう思います。

したがいまして、継続には私は今賛成できかねます。ぜひとも御採択をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 委員長報告に賛成の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 18番。この件につきまして、ただいま委員長報告にもありましたように、紹介議員から説明があり、また、ただいまは長々と反対の討論がございました。本件につきまして、国家の国連での立場というような問題でもあり、日本政府の対応はどうか。また、この表題にありますように、「積極的参加」というような表現はまことに曖昧であるというふうに思われますし、近隣の議会の動向も勘案するなど、現時点では委員長報告の継続審査は極めて適切なものであると考え、賛成の討論といたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

委員長報告は継続審査とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成多数と認めます。よって、請願第1号は継続審査とすることに決定をいたしました。

ここで昼食のため、暫時休憩といたします。再開は13時を予定いたします。

(午前 1 1 時 5 5 分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 1 時 0 0 分)

◎陳情第 4 号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程49、平成28年 陳情第 4 号 「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情（継続審査）を議題といたします。

文教民生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、6 番 田中康久君。

6 番 田中康久君。

○6 番（田中康久君） それでは、失礼をいたします。

平成29年 2 月 27 日開会の平成29年第 1 回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました陳情 1 議案につきまして、平成29年 3 月 13 日開催の第 1 回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

陳情第 4 号「「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める陳情について。

事務局から、陳情書の内容と前回委員会での審議経過の報告、また保険年金課長から、郡上市では経済的理由により受診できない高齢者の事例報告はないとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上市内には陳情団体である保険医協会の会員はいるのかとの質問があり、郡上市内の会員は把握していないとの説明がありました。

高齢者が経済的な理由で受診できないことを申し出る機会がないのではないかととの質問があり、生活困窮者に対する総合相談など法に基づく個別支援に努めているとの説明がありました。

要望内容の一つである「市販類似薬の保険はずし」については、国策により被保険者の負担とサービスのバランスを図りたいとの意見がありました。

継続審査となった経緯から、議論すべきは、郡上市内に当てはまる案件なのかを判断することが妥当であるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数で不採択とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成29年 3 月 24 日、郡上市議会議長 渡辺

友三様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 田中康久。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。本陳情は、賛成少数で不採択ということですが、ぜひとも採択をしていただきたいという立場から討論を行います。よろしくお願いします。

審査の中で一番問題になったのは、郡上市において医療を受けられないとか、あるいは中断したとか、必要な医療を受けられないその報告、事例報告があるかないかと、こういう議論がございました。すなわち、郡上市ではそんなことがなければ陳情に応ずる必要はないということだと思えますが、その結果、当局のほうからはそういう事例の報告がないと説明をされたんですが、私、委員会の中でも申し上げたんですが、いわゆる本当ならば医療を受けなければならない、受けたいんだけど、経済的な事情から受けられない場合、それをほかの人に言うことはまずめったにないんじゃないかと。ましてや、病院へ行って、私はこうこうこうだから受けられませんなんていうことはまず誰も言えません。

あるいは、郡上市の窓口へ来て、こういうことで受けられませんということもまずないでしょう。すなわち、どこにもそれは知らされないというのかわからない、把握できないことなのではないかと思っています。

また、病院でも必要な医療を受けてますかというアンケートかなんかとられたのか。いや、そういう話は聞いたこともありません。もしありましたら、それもまたいずれお話をいただきたいと思っています。

すなわち、この郡上市ではそういう事例があるかないかということは、あるとも言えないし、ないとも言えないんじゃないかと思えます。

一方で、ここにこういう資料がございますが、「安心できる国保のために」という、これ、実をいいますと中央社保協といいまして、社会保障推進協議会がつくっているパンフレットであります。その中ほど、後ろのほうに、こういう記事がちょっとございます。経済的理由で受診をちゅうちょし、全国で63人が治療おくれで死亡している事例です。これはかなり詳細なデータが出ていますので、また詳しくは時間もありますので細かくは読みませんが、2015年にとられた全国32都道府県の民医連の646事業所を対象にしたアンケートでの調査、ここまではっきりしますので、無視はできない数字だと思います。

これは全国で64人が亡くなってしまったと。これは、言ってみれば、山で例えれば頂上のほんの一部、大変気の毒な例であります。その下のほうにはそこまでには至らない人がすそ野のほうになりあるのではないかと想像されます。そこだけが飛び抜けて明らかになった例だと思います。

こうした事態を考えますと、先ほどありましたように、国保税や医療費のその滞納とかいろいろあるかと思いますが、払えるのに払ってない。横着をしているというような、そういう例もあると思います。しかし、現実のこの社会の生活、皆さんの生活、市民の生活見てますと、決してそうとも言えない。本当に困窮している方も、あるいはそれに近いような状態で今これを納めることできないという方もいらっしゃると思うんですね。

そこへ持ってきて、この陳情の内容は、もともとの一番最初の陳情の内容は5項目、今後、国が負担増を求める内容が出ております。

まず第1点は、受診時の定額負担というものです。これはまだ額ははっきりしないようですが、1万円前後、要するにかかりつけ医以外のところで受診する場合に徴収されるということ。後期高齢者の窓口負担を2割にふやす。高額医療費の限度額を引き上げる。それから、市販類似薬の保険外しで高くなる。それから、入院したときの居住費といいますか、病院へかかる費用が大きく負担がふえる。いずれも現行よりも大きな負担がのしかかってくることに對して慎重にしてくれと言っておるわけなんです。

こういう陳情ですので、私はこれを不採択にする理由はないと思います。どうか御理解をいただき、採択をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） ただいまは、陳情の不採択に反対する立場での討論でありましたが、ほかに討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 17番 清水です。私としましては、この陳情第4号の採択を求める陳情書ですね。先ほど委員長が口頭で報告をいたしましたように、不採択という形で賛成の立場から発言をさせていただきたいというふうに思います。

まず、今ほども説明がありましたが、委員長のほうからも。昨年の12月にこれは採択を求める陳情書が提出をされておりますが、その主たる趣旨のところには岐阜県保険医協会が会員、医療機関に対して行った患者さんの受診実態調査というものがある一つのベースになっております。これによりますと、細部は省きますが、要するに医療費の負担が高くなって、治療や検査を断ったとか、受けられないとかという人が、医科では48.4%、歯科では33.3%の患者さんがそういう医療費の負担によって治療中の治療の中断であるとか、あるいは治療とか検査を断るというふうな事態が起きてお

るというふうなことが前文に書かれておりまして、特にこのこういう高額、それに伴って高額療養費とか、窓口負担の見直しをとにかく現状維持でしてほしいと、こういう要望でございました。

それにつきまして、当委員会の12月の議会の常任委員会につきましては、やはりこれはこういう数字が出てきておりますので、郡上市としては実際どうなんだろうかと。郡上市内における医療機関の対応あるいは患者さんの思いはどうなんだろうかと。このやっぱこの実態を確認してからでないと、この意見書につきましては、陳情につきましては結論はすぐ出せないということで、12月16日に継続審査をするに至っております。

先般、この継続審査されたものを今年3月の定例会で、また常任委員会のほうで検討をさせていただきました。

確かに、今、野田議員がおっしゃったように、市の報告によりますと、そういったような事例とか、そういうような患者さんの方は把握をしてないと。数字的には押さえていないというふうな状況でございましたので、この県の協会が、保険医協会が出された数字がずばりそのものを郡上に当てはめる数字のものではないということは明らかになったわけでございます。

そこで、私たちは郡上市としては、要望する以上、郡上市議会として意見書を出すわけでありますので、郡上市民のやはりそういう思いがあれば、これはやはりそのような行動をとらなければなりませんけれども、調べてもらった結果もそうでありましたし、また私自身も明宝地域の医療機関あるいは市内の医療機関、歯科も含めて、数者につきましてヒアリングをさせていただきました。その結果、今、患者さんのほうからもそういった申し出はないということと、医療費が高いからちょっと診療も次回からやめさせてもらうとか、そういった例も聞いてないと。むしろ、やっぱちょっと高額になった場合に、医療費、患者さんがちょっときょう払えんと。きょう払っていかんでいいんでしょうかと言ったときには、医療機関のほうで、それは分割でもいいという形で後からでもよろしいのでという話をして、患者さんの負担には余りならないような形で医療機関のほうで無理のないように配慮をさせていただいておるというふうなこともお伺いをいたしました。

特に郡上市につきましては、こういったことにも関連すると思いますが、市民の健康づくりといった点で病気の早期発見あるいは早期治療あるいは予防対策等をこっちとしても積極的に取り組んでもらっておりますし、市民の皆さん方もやっぱ特定健診の受診率等を上げることによって医療が余り進行しないうちに予防して、いかにも医療費が軽費で軽減できるような、そして住民の健康が守れるというふうなことも市民の方の関心もかなり高まってきているというふうな状況でございますので、今回、私たちの委員会の中では、今回、このことを郡上市議会として意見書を、陳情につきまして意見書を提出していくにはいかにも郡上市民の状況がマッチしてないという部分もございまして、今回、以上申しました点から郡上の事情とこの県の協会の考えられてる考え方とは乖離があるというふうなことから不採択ということで私も賛成をした一人でございますので、今後

とも市におかれましては市民の皆さん方にさらにさらに医療機関も含めまして、医療費がそんなにかからないような、やっぱり健康づくりをさらに推進することによって市民として解決することを優先的にやっぱり考えていっていただきたいというふうな思いでございますので、今回の委員会の不採択ということにつきましての賛成をする立場でございます。

同志議員の皆様方の御賛同をぜひ頂戴をしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

平成28年 陳情第4号に対する委員長の報告は、原案を不採択とするものですが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡辺友三君） 賛成少数と認め、よって、平成28年 陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議報告第4号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程50、議報告第4号 中間報告についてを議題といたします。

空き家・移住対策特別委員会より視察研修報告書が別紙の写しのとおり提出されておりますので、お目通しいただき、報告にかえさせていただきます。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

議発第1号 原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書についてを日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加議事日程につきましてはお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

◎議発第1号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程51、議発第1号 原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書についてを議題といたします。

説明を求めます。

まず、事務局に朗読をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） 失礼いたします。

議発第1号

原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書について
標記について、地方自治法第99条及び郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成29年3月24日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平
賛成者 郡上市議会議員 美谷添 生
賛成者 郡上市議会議員 山 川 直 保

郡上市議会議長 渡辺友三様

裏面のほうをお願いいたします。

原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書（案）

東京電力福島第一原発事故発生から6年が経過し、いまだ汚染物質処理を含めた事故の収束や地域復興もおぼつかない状況下であり、その処理費用は莫大なものとなっている。福島第一原発事故はチェルノブイリに次ぐ大惨事であり、世界各国にある多くの原発は大きな課題を抱えた綱渡りでの稼働運転である。

なお、燃料サイクル「もんじゅ」も廃炉が決定され、核の処理は目処の立たない現状であり、国は核の処理と将来に向けた自然環境に責任の持てる、安全で多様な自然再生エネルギーの開発に英知を絞り、高度の科学技術を結集し、世界に先駆け早期に取り組むべきである。

また、近年各自治体が自然エネルギー活用を模索する動きが活発化する中、その施策に対して国が推進する制度を強化し、全国の自治体の総力によって国内のエネルギー需要が賄えるよう進めることが重要である。

よって、国においては、原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的転換を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

経済産業大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（原子力防災）

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それではここで、提案者の説明を求めます。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 山田。今回の原発ゼロ社会を目指し新エネルギー政策への抜本的な転換を求める意見書についての提案をさせていただく、提出する山田であります、よろしくお願いします。

このことにつきまして、原発の問題につきましては、郡上市議会として平成24年、それから平成25年とそれぞれ出しております。24年につきましては1年が経過して、特にそのことに、そのときに国民あるいは国も含めて心配されたことは夏の電力不足、そのことであります。また、そういったことをもとにして原子力安全委員会等の審査を得ながら、行うべきことが実は政治判断の名のもとにそういった専門的知識のない4大臣の会合で再稼働が決定されたということでもあります。

そんな中で、特に福井県の原発につきましては、郡上市が近いところにありまして、安全性及び稼働に今大変心配されたところで、24年に1年経過後に出したものであります。

それから、25年度につきましては、それが2年経過後にいよいよ原発のことについてはそれぞれのいろんな経過あるいは結果についての審議がされたところでありますが、特にそこで大きなことは、想定外、そして無責任、地震に対する天災というようなことも含めながら、責任転嫁の多かったことであります。

そんな中で、やっぱり郡上市議会としてはしっかりと責任の所在を明らかにして人災であると。それから、核の安全性と廃棄物の管理、それから多様なエネルギーの開発をぜひともという意見書でありました。

今回出すことにつきましては、さきの3月11日、6年が経過しております。私も震災、東日本のほうには2回ほど足を運びましたが、やはりつつい遠ざかっております。そんな中で、特に今回の報道の内容を見ますと、いかにも核の原発の廃棄物あるいは水も含めてであります、野積みされた状態、そして地域にすれば非常に心配いたすところの避難解除がされる地域においても全く戻れない状態の現地であります。

そのような中で、課題は本当に幾つもあります。ここでチェルノブイリの事故も挙げておきましたが、1986年、31年前になりますけれども、本当に莫大な爆発によつての放射性物質が大量に環境

の中にまき散らされたということではありますが、核という言葉よりも、なかなか常識あるいは知識も不足であります。核分裂にはさまざまな放射能物質があると言われております。こういった中で、報道される中でも、特に放射性ヨウ素131とか、それから放射性のセシウム137というのは皆さんも恐らく記憶の中に、報道の中にあつたことで御存じだと思いますが。そんなことから見ますと、安全性あるいは健康面についても特にチェルノブイリよりも、もしかしてはヨウ素の関係のことについては福島原発のほうが多く環境の中に出ているのではないかということも言われております。チェルノブイリでは約6,000人の子どもたち、6,000人以上の甲状腺がんの発症が検証されておりますが、いよいよその福島原発においても、本当に今、これからのことだということで懸念をいたすいろんな要素があります。

そんな中で、新エネルギー政策というふうに書きましたが、これは下段の内容にありますように、自然環境に責任の持てる安全で多様な自然再生エネルギーのことです。今既にもう水力、太陽光、風力、地熱等々いろんなことがあります、しっかりとやっぱり自然環境に責任持てるエネルギーをしっかりと取り組む、このことが大事であります。

特に今言いましたことも含め、これからはやはり郡上市議会としても一貫性の持った意見書をぜひ出していきたいと思っております。

目の前に起きていることにはしっかりと目を背けないでやっぱり取り組んでいく、このことが大事でありますので、この意見書提出につきましては各議員のぜひとも賛同をいただき、一貫性のあつた郡上市の態度を表明していきたいと思っておりますので、御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認め、お諮りをいたします。議発第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よつて、議発第1号については委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議発第1号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よつて、議発第1号は原案のとおり可とすることに決

定をいたしました。

◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成29年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る2月27日の開会以来、本日3月24日に至るまで26日間にわたり、終始御熱心、かつ慎重に諸議案を御審議いただきました。

これによりまして、平成29年度の一般会計を初めとする各会計の当初予算、また条例の改正、制定、そして平成28年度の補正予算その他、全部で68議案につきまして全て御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

審議の経過並びに一般質問等においていただきました御意見や御提案、御指摘等については、今後の市政の運営に当たって、これを十分踏まえてまいりたいと存じます。

間もなく新年度、平成29年度が始まりますけれども、議決をいただきました新年度の予算や条例等をもとにいたしまして、郡上市の市政を着実に推進してまいりたいというふうに思います。議会におかれましても、引き続き御理解、御支援をいただき、さらに一層の御鞭撻をいただきたいというふうに存じます。

議員の皆様方の御健康と御活躍を祈念を申し上げまして、御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（渡辺友三君） 平成29年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、去る2月27日から本日まで26日間にわたりまして、平成29年度予算を初め、条例の制定、改正など多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただきました。全議案滞りなく議了することができました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝いたしております。

また、市長を初めといたしまして執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望する次第であります。

議員各位並びに執行部各位におかれましては、いよいよ年度末を迎え多忙の毎日と思いますが、健康には十分御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことに本日は御苦勞さまでございました。

◎閉会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成29年第1回郡上市議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでした。

（午後 1時31分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員